

## 中央ラジオ・テレビ健康保険組合並びに加入事業所が共同で実施する 健康診査事業および特定保健指導、健康づくり事業（重症化予防事業等）の 公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。中央ラジオ・テレビ健康保険組合では、健康診査事業等について、当健保組合の加入事業所と共同実施し、健診データ等を共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

### 1. 加入事業所との健康診査事業および特定保健指導等の共同実施について

当健保組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、当組合の加入事業所とともに、健康診査事業および特定保健指導、健康づくり事業（重症化予防事業等）を共同実施することとしました。

### 2. 共同利用する項目について

被保険者等記号番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、事業所名、当健保組合の健康診断（人間ドック・特定健診など）の実施項目、事業主の実施する定期健康診断の実施項目、健診受診日、健診結果（所見、指導内容など）、健診実施機関名および所在地、特定保健指導に関する項目（階層化結果、特定保健指導機関、実施状況など）、レセプト記載データ

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 加入事業所 健保担当者および産業医、医療従事者
- ・ 当健康保険組合 保健事業担当者、事務長、常務理事

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・ 健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被

保険者の健康の保持・増進に努めます。

- ・ 具体的健診データの利用は、健保組合のシステム及び健診代行機関の健診結果システムにデータ保存し、健康保険組合の委託する保健指導会社、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、特定保健指導および健康教育を行います。

#### **5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について**

健診データの管理責任者は、加入事業所健保担当責任者および産業医と中央ラジオ・テレビ健康保険組合の常務理事です。